

平成30年（措）第8号

排 除 措 置 命 令 書

横浜市中区北仲通三丁目33番地

公益社団法人神奈川県LPガス協会

同代表者 代表理事 古川 武 法

公正取引委員会は、上記の者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第8条の2第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、主文及び理由中の用語のうち、別紙「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

- 1 公益社団法人神奈川県LPガス協会（以下「神奈川県LPガス協会」という。）は、入会希望者の入会の可否についての決定に際して、切替営業を行う入会希望者の入会申込みについて否決する行為を取りやめなければならない。
- 2 神奈川県LPガス協会は、前項の行為を取りやめる旨及び今後、前項の行為と同様の行為を行わない旨を、理事会において決議しなければならない。
- 3 神奈川県LPガス協会は、前2項に基づいて採った措置を正会員に通知し、かつ、正会員以外の神奈川県の区域内に販売所を設置するLPガス販売事業者に周知しなければならない。これらの通知及び周知の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- 4 神奈川県LPガス協会は、今後、第1項の行為と同様の行為を行ってはならない。
- 5 神奈川県LPガス協会は、今後、神奈川県LPガス協会の活動に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の作成を行うために必要な措置を講じなければならない。この措置の内容については、前項で命じた措置が遵守されるた

めに十分なものでなければならず、かつ、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

- 6 神奈川県L Pガス協会は、第1項から第3項まで及び前項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第1 事実

1 関連事実

(1) 名宛人の概要

ア 神奈川県L Pガス協会は、肩書地に事務所を置き、液化石油ガス（以下「L Pガス」という。）による災害の防止、取引の適正化による消費者利益の保護、L Pガスの普及及び啓発並びにこれらの基礎となる人材の資質の向上を図ると同時に神奈川県下のL Pガス業界の健全な発展を図ることにより、広く社会公共の福祉の増進に寄与することを目的とする公益社団法人であり、平成24年3月19日に神奈川県知事から公益認定を受けたものである。

神奈川県L Pガス協会は、神奈川県内でL Pガス販売事業、L Pガスの卸売事業及びL Pガスのスタンド事業を行う者で神奈川県L Pガス協会に入会したものを正会員としている。

神奈川県L Pガス協会への入会は、事業者の販売所ごとに行われており、正会員の数は、平成29年3月末時点で772販売所である。そのうち後記(2)アの登録に係る販売所は、事業者の数で見ると614名となる。

イ 神奈川県L Pガス協会は、社員総会及び理事会を置き、社員総会においては入会の基準等の決定を行っており、理事会においては入会希望者の入会の可否についての決定等を行っている。

ウ 神奈川県L Pガス協会は、その活動を補完するため、神奈川県を17の地域に分けて、それぞれ支部を置いている。

(2) L Pガス販売事業に係る登録等

ア 神奈川県内においてL Pガス販売事業を行おうとする者は、あらかじめ、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）第3条第1項に基づき、

神奈川県を含む二以上の都道府県の区域内に販売所を設置してその事業を行おうとする場合にあっては経済産業大臣の登録を、また、神奈川県の区域内にのみ販売所を設置してその事業を行おうとする場合にあっては神奈川県知事の登録を受けなければならない。

イ 前記アの登録を受けようとする者は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）第6条において定められた要件に適合するLPガス損害賠償責任保険の契約を損害保険会社と締結する必要がある、かかるLPガス損害賠償責任保険の契約を締結していない者は、液化石油ガス法第4条第1項の規定により、当該登録を受けることができない。

ウ 平成29年3月末時点で、神奈川県の区域内に販売所を設置してLPガス販売事業を行うために経済産業大臣又は神奈川県知事の登録を受けているほとんどの事業者（神奈川県の区域内にのみ販売所を設置する事業者にあつては、ほとんど全ての事業者）は、神奈川県LPガス協会に入会している。

(3) LPガス損害賠償責任保険とLPガス販売事業者の事業活動

ア LPガス損害賠償責任保険には、平成29年3月末時点で

(ア) 一般社団法人全国LPガス協会（以下「全国LPガス協会」という。）

が損害保険会社と契約している団体保険（以下「協会団体保険」という。）

(イ) 全国農業協同組合連合会が損害保険会社と契約している団体保険（以下「全農団体保険」という。）

(ウ) 個別保険

がある。

イ 協会団体保険には、全国LPガス協会の会員である神奈川県LPガス協会等の会員又は全国LPガス協会の会員しか加入することができない。

ウ 全農団体保険には、全国農業協同組合連合会等の農業協同組合及び農業協同組合連合会、その関連会社並びに農業協同組合からLPガス販売事業を承継したLPガス販売事業者しか加入することができない。前記(2)アの登録を受けているLPガス販売事業者のうち、全農団体保険の加入資格を満たす者はごく僅かである。

エ 平成29年3月末時点で、前記(1)アの事業者614名のうち、ほとんど全ての者は、前記(2)アの登録に係る神奈川県の区域内に設置される販売所

について協会団体保険又は全農団体保険に加入している。

オ 我が国における損害保険会社の数は、平成29年3月末時点で51社であるが、そのうち44社は、LPガス販売事業者との間で個別保険を引き受けていない。

当該51社から当該44社を除いた7社のうちの5社は、原則として、個別保険を引き受けないこととしている。また、残りの2社の損害保険会社においても、当該損害保険会社との間で取引関係を有している、当該損害保険会社の顧客等から紹介を受けたなどの事情がない限り、個別保険を引き受けないこととしている。

カ 前記アからオまでの事情等により、LPガス販売事業者（全農団体保険の加入資格を満たす者を除く。）が、協会団体保険に加入せずに、全農団体保険又は個別保険に加入してLPガス販売事業を行うことは、一般的に困難な状況にある。

このため、神奈川県内に所在するLPガス販売事業者のほとんどは神奈川県の区域内にのみ販売所を設置する者であるところ、神奈川県の区域内にのみ販売所を設置してLPガス販売事業を行おうとする者にとって、協会団体保険に加入するために神奈川県LPガス協会に入会することは、LPガス販売事業を行う上で必要性が高いものとなっている。

(4) 神奈川県LPガス協会における入会の可否の決定方法等

ア 神奈川県LPガス協会は、「公益社団法人神奈川県LPガス協会入会及び退会規程」（以下「入会及び退会規程」という。）第2条第2項（4）において、入会基準の一つとして、「不公正な競争を行うなどのエルピーガス業界秩序を混乱させる行為を行っていないこと、又はそれらの行為を中止してから相当の期間が経過していること」を規定していた。

イ 神奈川県LPガス協会は、定款第11条第2項において、理事会で入会及び退会規程に基づいて入会希望者の入会の可否を決定する旨を規定している。

ウ 神奈川県LPガス協会の理事会では、入会希望者の入会の可否について、理事会に出席した理事の過半数をもって決定している。

2 神奈川県LPガス協会による入会の制限

(1) 神奈川県LPガス協会は、遅くとも平成26年11月以降、入会希望者の入会の可否を決定する理事会において、切替営業を行う入会希望者の入会申込

みについて否決している。

(2)ア 神奈川県LPガス協会は、神奈川県内のみに販売所を設置する同一のLPガス販売事業者から、平成26年10月22日から平成28年10月20日までの間に5回の入会申込みを受け、当該LPガス販売事業者が所在する支部の支部長から当該LPガス販売事業者が切替営業を行う者であること等の報告がなされ、平成26年11月、平成27年7月、同年11月、平成28年4月及び同年11月に開催した5回の理事会において前記1(4)アの入会及び退会規程の条項等によりいずれも入会申込みについて否決した。

イ 前記アのLPガス販売事業者は、前記アのとおり神奈川県LPガス協会に入会できなかつたため、協会団体保険に加入することができなかつた。

また、当該LPガス販売事業者は、平成26年10月14日から平成28年10月14日までの間、協会団体保険に加入するまでという前提で損害保険会社と個別保険の契約を締結していたが、当該損害保険会社は、当該LPガス販売事業者が神奈川県LPガス協会に入会できていないことを理由に、当該LPガス販売事業者に対し、平成28年8月頃に個別保険の契約の更新を拒否する旨連絡した。

その後、当該LPガス販売事業者は、代理人である弁護士を通じて当該損害保険会社に個別保険の契約の更新を求め、その結果、1年間の個別保険の契約の更新が認められたが、当該損害保険会社から、当該LPガス販売事業者が神奈川県LPガス協会に入会し、平成29年10月からは協会団体保険に加入することを求められた。しかし、当該LPガス販売事業者は、前記アのとおり平成28年11月に開催された理事会においても入会申込みについて否決され、神奈川県LPガス協会に入会できなかつたため、協会団体保険に加入することができなかつた。

第2 法令の適用

前記事実によれば、神奈川県LPガス協会は、独占禁止法第2条第2項に規定する事業者団体に該当するところ、入会希望者の入会の可否についての決定に際して、切替営業を行う入会希望者の入会申込みについて否決し、もって当該入会希望者が協会団体保険に加入できなくなることにより、神奈川県内のLPガス販売事業に係る事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限しているものであり、この行為は、独占禁止法第8条第3号に該当し、独占禁止法

第8条の規定に違反するものである。

よって、神奈川県LPガス協会に対し、独占禁止法第8条の2第1項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成30年3月9日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 杉 本 和 行

委 員 山 本 和 史

委 員 三 村 晶 子

委 員 青 木 玲 子

委 員 小 島 吉 晴

別紙

番号	用語	定義
1	切替営業	既に他のLPガス販売事業者（後記番号2のLPガス販売事業者をいう。）からLPガスの供給を受けている一般消費者等に対する，供給元を自社に切り替えることを目的とした勧誘等の営業活動
2	LPガス販売事業者	後記番号3のLPガス販売事業を行う事業者
3	LPガス販売事業	液化石油ガス法第2条第3項に定める「液化石油ガス販売事業」
4	LPガス損害賠償責任保険	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第6条に規定する損害賠償責任保険契約に係る保険
5	個別保険	LPガス損害賠償責任保険のうち，損害保険会社がLPガス販売事業者との間で個別に契約を締結するもの